

## 遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、同〇〇〇〇の立会いのもとに、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、遺言者の妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

### 1 不動産

#### ① 土地

所在 〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇号

地目 宅地

地積 〇〇. 〇〇平方メートル

#### ② 建物

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

家屋番号 〇〇番

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル

2階 〇〇. 〇〇平方メートル

#### ③ 区分所有建物及び敷地権

(一棟の建物の表示)

所 在 ○○市○○町○丁目○番地

建物の番号 ○○マンション

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根○○階建

(敷地権の目的たる土地の表示)

土地の符号 ○

所在及び地番 ○○市○○町○番地

地 目 宅地

地 積 ○○○.○○平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 ○○番

建物の番号 ○○号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 ○階部分 ○○.○○平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 ○

敷地権の種類 ○○権

敷地権の割合 ○○○○分の○○

2 株式

〇〇株式会社の株式その他の株式の全部

3 預貯金

後記第2条に記載する預貯金を除く預貯金の全部

4 その他

祭祀用財産を除くその他の財産の全部

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の預金の払い戻しを受け、遺言者の一切の債務の弁済及びこの遺言の執行に関する費用の支払いに当てた残金につき、遺言者の二男〇〇〇〇（生年月日）及び同三男〇〇〇〇（生年月日）にそれぞれ3分の1を相続させ、遺言者の亡弟〇〇〇〇の長男〇〇〇〇（生年月日）に3分の1を遺贈する。

〇〇銀行（〇〇支店）の遺言者名義の定期預金  
〈口座番号〉

第3条 遺留分の減殺をするときは、まず妻〇〇に相続させる財産からするものとする。

第4条 妻〇〇が遺言者より先に死亡したときは、第1条により妻に相続させる財産のうち、不動産は、二男〇〇及び三男〇〇に各2分の1の割合により相

続させ、株式、預貯金その他の財産は、すべて長男  
〇〇に相続させる。

第5条 遺言者は、祖先の祭祀の主宰者として、長男  
〇〇を指定する。

第6条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次  
の者を指定する。

住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号〇

職 業 弁護士

氏 名 〇〇〇〇（生年月日）

〔付言〕

この遺言は、妻〇〇の生活に不安がないようにす  
ることを第一とし、早く父を失って苦勞してきた甥  
〇〇にも多少の遺産を分けてやりたいと考えてし  
たものです。また、長男〇〇にはこれまでにかなり  
の事業資金を提供しているので、この点を考慮して  
配分を決めてあります。以上の趣旨を十分理解して  
この遺言を尊重し、兄弟3人は、仲良くして、お母  
さんに孝養を尽くして下さい。

以 上

本 旨 外 要 件

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号

会社役員

遺言者 ○ ○ ○ ○

昭和〇年〇〇月〇日生

上記の者については、印鑑証明書の提出により、人  
違いでないことを証明させた。

東京都〇〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号

無職

証人 ○ ○ ○ ○

昭和〇〇年〇月〇〇日生

東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇〇〇号

会社役員

証人 ○ ○ ○ ○

昭和〇〇年〇月〇〇日生

以上のとおり読み聞かせたところ、一同その記載に  
誤りがないことを承認し、《遺言者は病気のため署名  
ができないので、本職が代って署名し、遺言者はこれ  
に押印し、証人兩名はそれぞれ》次に署名押印する。

(遺言者) 署名 ⑥

(証人) 署名 ⑥

(証 人) 署 名 ①

この証書は、平成〇〇年〇月〇〇日、本職の役場《遺言者の上記自宅》において、民法第969条第1号ないし第4号に定める方式に従って作成し、同条第5号に基づき、本職が次に署名押印する。

東京都〇〇区〇〇〇町〇番〇〇号

東京法務局所属

公 証 人

署 名

職印